

## 保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年2月4日

大阪税関長　日置重人

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の 外 国 貨 物 の 搬 出 期 限	許可失効 年 月 日
ENEOS株式会社 東京都千代田区大手町1丁目1番2号	ENEOS株式会社 金沢油槽所 石川県金沢市大野町4丁目ソの部5番地	廃業	—	令和8年 1月31日